

一般社団法人 溶接学会 代議員選挙規程

平成 23 年 4 月 21 日 制定

(総則)

第 1 条 一般社団法人溶接学会の代議員の選挙に関しては、移行後の「一般社団法人溶接学会定款」の規程に基づくほかは、この規程による。

(代議員選挙管理委員会)

第 2 条 代議員選挙に関して、選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員会は、正員の中から、理事会の指名する 3 名の委員によって構成される。ただし、理事は選挙管理委員にはなれない。
3. 選挙管理委員会は、選挙に関する事務処理から選挙結果の公表までの全ての責任を負う。
4. 選挙管理委員会の委員名は会員に公表される。

(代議員の定数)

第 3 条 代議員定数は、正員 20 人から 30 人中から 1 人の割合とし、全国を下記の支部地域に分け、その定数を理事会で定める。

ただし、支部代議員定数の最少を 3 とする。

【北海道、東北、東部、東海、北陸、関西、中国、四国、九州】

(代議員の選出方法)

第 4 条 代議員は正員の中から選ばれることを要し、正員は、代議員選挙に立候補することができる。

- 2.各支部は、支部毎に、その支部所属の正員中より、候補者を推薦することができる。
- 3.各支部は、立候補者および推薦された候補者を所定の様式に従い、代議員選挙管理委員会に期限内に届け出る。
- 4.投票は無記名投票とし、郵送法にて行う。
- 5.代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の終了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

その場合の選挙の細則は、必要な追加代議員数を勘案して、選挙管理委員会が決定する。

(代議員選挙の日程)

第5条 代議員選挙は、2年に1度、11月～12月頃を実施することとするが、詳細な日程は理事会において定める。

(代議員選挙結果の公表)

第6条 選出された代議員はホームページ等により公表する。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は3月1日から翌々年2月末日までの2年とする。ただし、重任を妨げない。

なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合には、代議員の資格は喪失する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により実施する。

附則

この規程は、制定後の最初の代議員の選挙から適用するものとする。